

2013年11月21日

教員各位

研究・知財戦略機構長
福 宮 賢 一

学内で開催する研究集会（卒論発表等）について

年度末が近づき、先生方におかれましては、卒業論文、修士論文及び博士論文発表会等（以下「卒論発表等」）の準備を進めておられるかと存じます。

卒論発表等は、学生が先生方の研究指導によって得られた成果を発表する場ですが、研究成果を知的財産権として保護したい場合や、公的資金等による研究であるため、研究成果を知的財産権として保護することが推奨されている場合もあるかと存じます。

このような場合に取る対応の例として、以下の3つをご紹介しますので、必要に応じてご検討くださいますようお願いいたします。

記

1. 卒論発表等の前に特許出願を行う

卒論発表等で公開された発明は、新規性がないと判断されて特許を受けることができないため、卒論発表等の前に特許出願を行うことが最も望ましい方法です。

2. 卒論発表等を「非公開」扱いで開催する

以下の手順で卒論発表等を実施することにより、卒論発表等を「非公開」扱いとすれば、卒論発表等後でも特許出願することが可能です。

- | |
|---|
| ①卒論発表等が非公開である旨を参加者へ周知する。
②発表資料（配布資料）に『学外秘』、『秘』等、秘密であることを表示する。
③参加者全員が「秘密保持に関する書類」へ署名する。 |
|---|

しかしながら、卒論発表等を非公開とすることは学生の教育や科学技術推進の観点から、必ずしも望ましいとは言えません。そのため、学内の卒論発表等を公開、非公開とすることについては、一律のルールを設けず、各学科や担当教員のご指導、ご判断の下で運営頂く事が適切と考えております。

3. 新規性喪失の例外規定の適用を受けて特許出願する

卒論発表等に出願が間に合わない場合、欧州や中国で権利化できないことや、国内でも権利化上のリスクが生じるものの、発表から6か月以内であれば、新規性喪失の例外規定の適用を受けて特許出願できる場合があります（この場合でも発表後、早期の出願が望まれます）。止むを得ず発表後に特許出願を希望される場合には

- | | | | |
|------|-------|-----------|-------|
| ①開催日 | ②開催場所 | ③発表者（発明者） | ④発表内容 |
|------|-------|-----------|-------|

を記載した印刷物（卒論発表等の案内、プログラム、要旨集、発表資料等）をご提示の上、できる限り事前に担当者にご相談ください。

その他、ご不明な点がございましたら以下の担当者までお問い合わせください。

※なお、本文書は先生方一律に配布しております。内容について直接ご関係のない場合はご容赦ください。

担当：研究推進部 生田研究知財事務室 津熊

(TEL: 内線7639 MAIL: ma09023@mics.meiji.ac.jp)

以上